

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 13 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴 木 力

記

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 緊急消防援助隊等活動手当

第3条を次のように改める。

(手当の種類及び支給額)

第3条 手当の種類、支給対象及び支給額は、別表に掲げるとおりとする。

附則の次に次の1表を加える。

別表(第3条関係)

種類	支給対象	支給額
ごみ処理手当	一般廃棄物処理施設においてごみ処理業務に従事した職員	勤務1日につき 500円
火葬業務手当	斎場において火葬業務に従事した職員	勤務1日につき 650円
救急救命士特定行為手当	救命救急業務における特定行為を行った救急救命士の資格を有する消防職員	特定行為1回につき 500円
緊急消防援助隊等活動手当	消防職員が緊急消防援助隊(消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。)として、又は同法第39条第2項の規定に基づく協定により、災害が発生した市町村に出動し、災害応急活動に従事した消防職員	勤務1日につき 1,080円 (当該活動を要する区域の全部又は一部について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)その他の法令等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域(当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一区域を含む。)がある場合は勤務1日につき2,160円)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。